

平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件 印紙500円


申立人(原告) 部落解放同盟 外211名

被告 示現舎合同会社 外 2名

閲覧等制限の申立て

2016年6月1日

東京地方裁判所 民事第13部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 河村 健夫 

同 山本 志都 

同 指宿 昭一 

同 中井 雅人 

上記当事者間の頭書事件につき、申立人は、民事訴訟法92条に基づき、
閲覧等制限の申立てをする。

第1 申立ての趣旨

本件訴訟記録中の別紙目録記載の部分について、閲覧若しくは謄写、
その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることがで
きる者を本件訴訟当事者に限る。

第2 申立ての理由

- 1 訴状において原告らは、訴状別紙目録1ないし5を被告らが出版またはウェブサイト上で公開等することにより、原告らの名誉権、プライバシー権、業務遂行権及び差別されない権利が侵害されることを主張しており、かつ甲1ないし27号証拠においてその立証をした。

したがって、訴訟記録中に当事者の私生活についての重大な秘密が記載されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることは明らかである。

- 2 よって、原告らは、原告らの社会生活を保護するため、申立ての趣旨記載の裁判を求める。

【別紙】

目録

- 1 訴状別紙目録 1
- 2 訴状別紙目録 2
- 3 訴状別紙目録 3
- 4 訴状別紙目録 4
- 5 訴状別紙目録 5

これは謄本である。

平成 28 年 6 月 6 日

東京地方裁判所民事第 13 部

裁判所書記官 岩間正起



平成 28 年(ワ)第 4099 号閲覧等制限申立事件

(本案事件・平成 28 年(ワ)第 12785 号損害賠償等請求事件)

決 定

申 立 人

別紙当事者目録記載のとおり

(ただし、原告とあるのを申立人と読み替える。)

上記申立人ら訴訟代理人弁護士

河 村 健 夫

同

山 本 志 都

同

指 宿 昭 一

同

中 井 雅 人

当庁平成 28 年(ワ)第 12785 号損害賠償等請求事件について、申立人らから、秘密保護のための閲覧等制限の申立てがあったので、当裁判所は、申立人らの申立てを相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

当庁平成 28 年(ワ)第 12785 号損害賠償等請求事件につき、同事件の訴訟記録中別紙目録記載の書面について、閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求をすることができる者を当事者に限る。

平成 28 年 6 月 6 日

東京地方裁判所民事第 13 部

裁判長裁判官 河 合 芳 光

裁判官 関 根 規 夫

裁判官 土 屋 利 英

(別紙)

目 録

- 1 訴状別紙目録 1
- 2 訴状別紙目録 2
- 3 訴状別紙目録 3
- 4 訴状別紙目録 4
- 5 訴状別紙目録 5

